

第3章

都市づくりの基本理念



第3章 都市づくりの基本理念



1 都市づくりの基本理念

これまでの都市の現況や上位関連計画、市民意向による課題を踏まえ、都市づくりの基本理念を以下の通りとします。

本市は、不知火海に面した変化に富む海岸線、緑豊かな山々・農地など多種多様な自然環境を基盤に、歴史・文化・風土を育んできました。また、九州を南北に横断する国道3号や天草地方に向かう国道266号、宮崎方面へ向かう国道218号等の交通の要衝として地理的状況に恵まれており、豊かな自然環境と都市的機能のバランスが取れた暮らしやすいまちです。

一方で、市街地中心部における空洞化や土地利用の混在、市街地縁辺部や幹線道路沿道における都市化の進行等の都市構造に関わる課題が発生しています。

さらに、人口減少や少子高齢化の進行により、空き家や空き地の発生による都市のスponジ化の進行や生活サービスの衰退等の新たな課題も発生しているなど、本市の都市環境・都市基盤・都市機能についての見直しが必要となっています。

第2次宇城市総合計画では、「ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城」を将来都市像として掲げており、人口減少により引き起こされる雇用の減少や行政サービスの低下に対して、市民と行政が協働し、より発展的かつ具体的にまちづくりに取り組むこととしています。

これらを踏まえて、本マスタープランでは、「海×山×まちが織りなす多様な暮らしぶりを選択できるまち・宇城」を設定し、本市の基盤である豊かな自然・歴史・文化・風土を受け継ぎ、海や山、まちが織りなす多様な生業を享受しながら、自分に合った暮らしぶりを選択できる、都市と田舎のバランスが取れたちょうどいい都市の形成を図ることとします。

【総合計画】 ちょうどいい！住みやすさを実感できる都市・宇城

海×山×まちが織りなす

多様な暮らしぶりを選択できるまち・宇城

2 》本市の多様な暮らしぶり

本市の地形や土地利用、自然環境と生業の関係から、本市における暮らしぶりを大きく4つに分類します。これらの暮らしぶりの魅力を高め、それぞれの関係を構築することで、都市づくりの基本理念の実現を目指します。

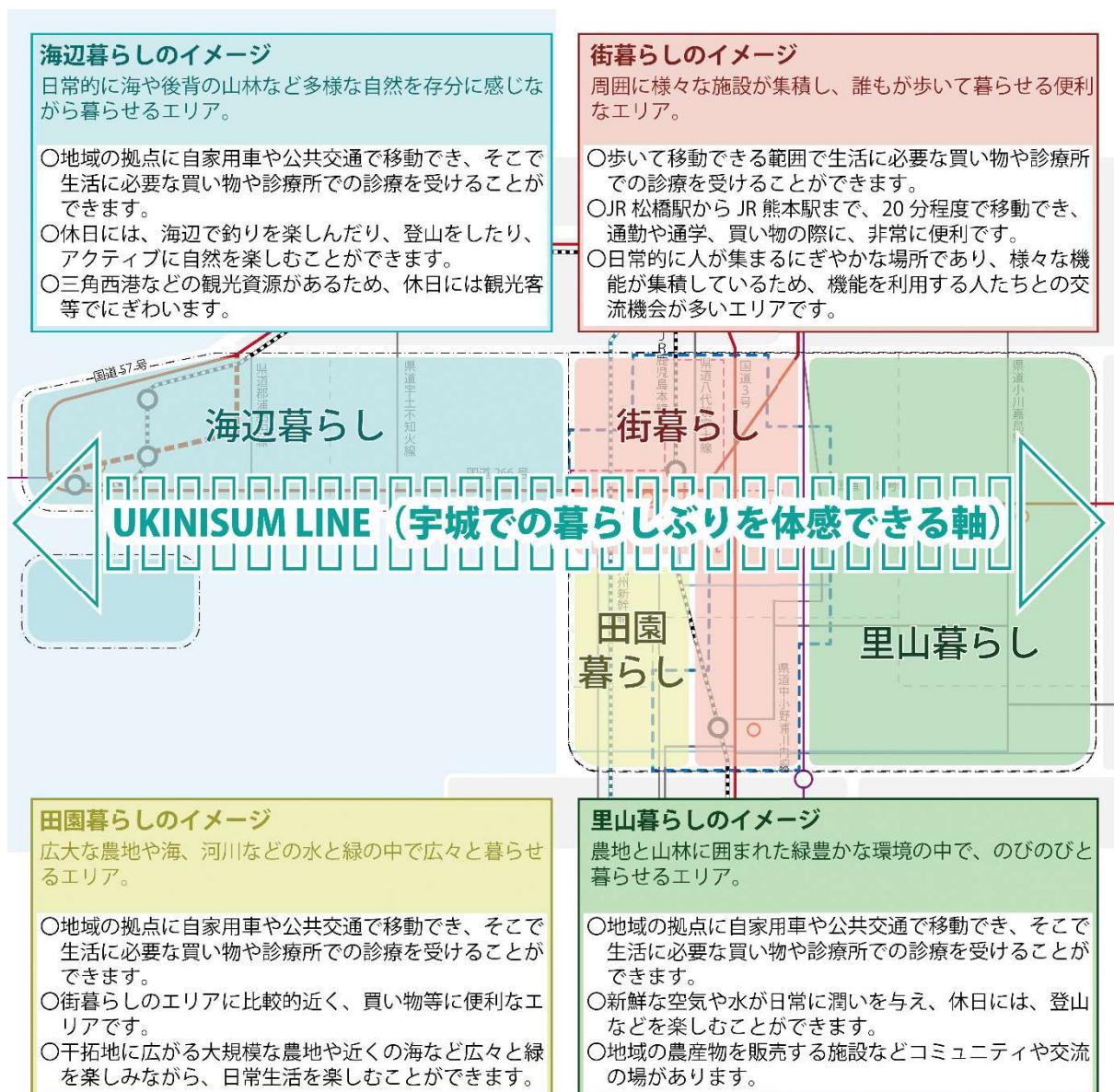
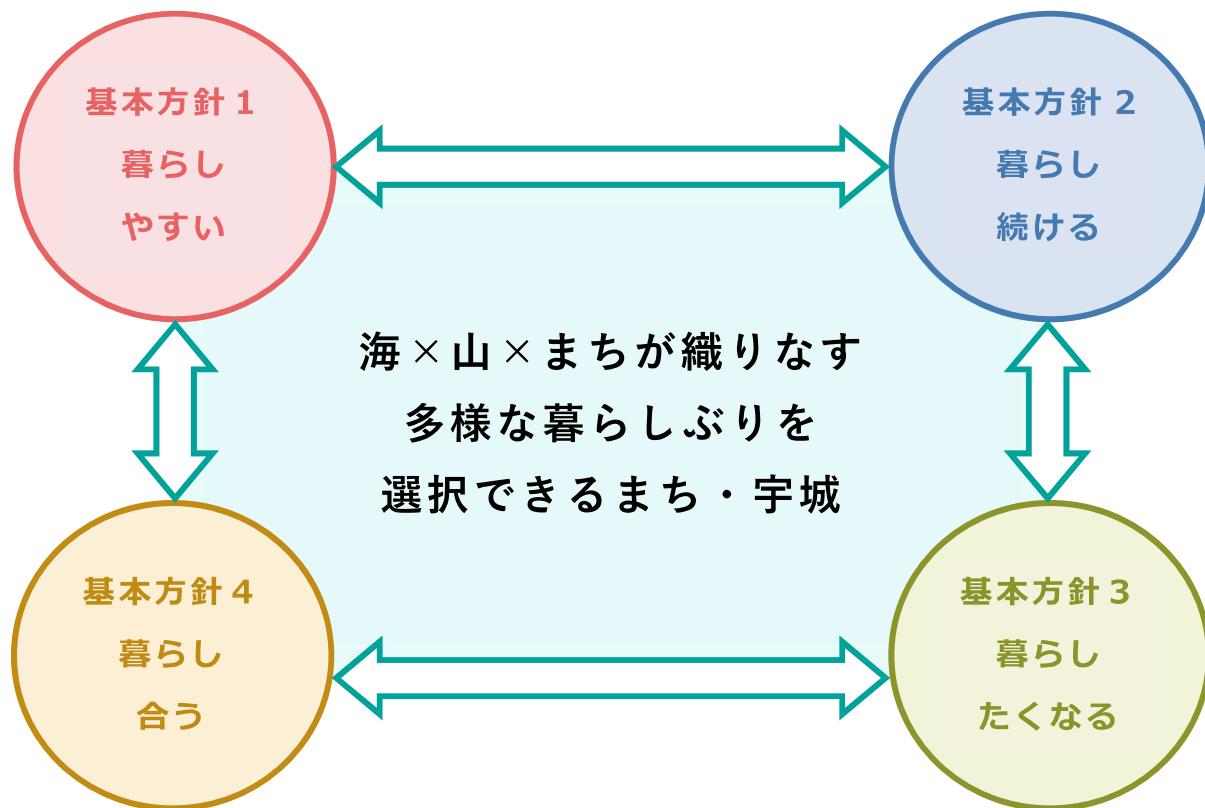


図 暮らしぶりと連携イメージ

3 都市づくりの基本方針

都市づくりの基本理念の実現に向けて、以下の4つの基本方針に基づき、都市づくりを進めます。



| | |
|---------------|--|
| 基本方針 1 | 魅力に満ちた生活圏の形成と波及による“暮らしやすい”まちづくり |
| | 施策方針 1：地域の生活を支える魅力的な生活圏の形成 施策方針 2：生活圏を結ぶ交通ネットワークの形成 施策方針 3：多様な暮らしぶりを可能とする自然共生型の居住地形成 |
| 基本方針 2 | 地域活力を高める賑わいと交通の要所を活かした産業の発展による“暮らし続ける”まちづくり |
| | 施策方針 1：交通の要所である JR 駅を中心とした賑わいの創出 施策方針 2：多様な産業の発展と新規産業の誘致による地域活力の維持・創出 施策方針 3：恵まれた広域交通網を活かした交流の拡大 |
| 基本方針 3 | 水と緑豊かな自然環境とそれに育まれてきた歴史文化の継承・活用による“暮らしたくなる”まちづくり |
| | 施策方針 1：水と緑豊かな自然環境の保全 施策方針 2：三角西港等の歴史・文化資源の保全及び観光への活用 施策方針 3：自然、文化、都市を象徴する景観の保全及び形成 |
| 基本方針 4 | みんなで支え、安全・安心に“暮らし合う”まちづくり |
| | 施策方針 1：復興の推進と大規模災害に対応する韌やかな都市の形成 施策方針 2：みんなで支える地域福祉の充実 施策方針 3：市民との協働によるまちづくりの推進 |

基本方針 1 :

魅力に満ちた生活圏の形成と波及による“暮らしやすい”まちづくり

施策方針 1：地域の生活を支える魅力的な生活圏の形成

- ◆ 人口減少や少子高齢化が進行する社会情勢を踏まえ、「コンパクトシティ・プラス・ネットワーク」の考え方に基づき、都市全体の暮らしやすさの維持・向上を図るため、都市機能を集積する拠点形成を図るとともに、拠点まで移動しやすいコンパクトな生活圏の形成を図ります。
- ◆ 地域特性や都市全体の将来像を踏まえ、拠点の役割分担を図り、地域に応じた魅力的な拠点形成を図ります。

施策方針 2：生活圏を結ぶ交通ネットワークの形成

- ◆ 周辺市町村を含む広域的かつ市内各生活圏の連携強化を図るため、東西軸としての国道 218 号・266 号、南北軸としての国道 3 号を中心に、主要地方道等による放射環状型の交通ネットワークの構築を図ります。
- ◆ 国道や主要地方道を軸とした交通ネットワークを基盤とした鉄道や路線バスによる地域間を結ぶ基幹的公共交通や乗合タクシー等による地域ニーズに応じた公共交通等の多様な交通機関を連携し、生活圏を結ぶ利用しやすい公共交通網の形成を図ります。

施策方針 3：多様な暮らしぶりを可能とする自然共生型の居住地形成

- ◆ 本市の魅力である多様な暮らしぶりは、自然との共生の中で育まれ、現在まで引き継がれてきているものです。これらの暮らしぶりを持続し、さらなる魅力の向上を図るため、自然と都市のバランスを維持しながら、既存集落の活力を維持する取り組みを推進します。

基本方針 2 :

**地域活力を高める賑わいと交通の要所を活かした産業の発展による
“暮らし続ける”まちづくり**

施策方針 1：交通の要所である JR 駅を中心とした賑わいの創出

- ◆ JR 松橋駅や JR 小川駅周辺は、本市の経済の中心や交通の要所であることから、医療・福祉・商業や行政サービス等の都市機能の集約等による賑わいの創出を進めます。
- ◆ JR 駅における乗り換え機能の充実や「居心地が良く歩きたくなるまちなか」の創出を図り、市全体や地域全体の拠点としての魅力の向上や交流の促進を図ります。

施策方針 2：多様な産業の発展と新規産業の誘致による地域活力の維持・創出

- ◆ 本市の経済を支える既存産業の維持を図るとともに、既存産業との相乗効果が期待できる IT 関連企業等の誘致やベンチャー企業への創業・起業支援等の地域経済の活性化を推進し、「良質な雇用」の創出を図ります。
- ◆ 国道 218 号・266 号の東西軸、九州自動車道・鉄道・国道 3 号の南北軸が交わる交通環境を活かした企業誘致等を進め、新たな産業の立地促進を図ります。

施策方針 3：恵まれた広域交通網を活かした交流の拡大

- ◆ 鉄道や高速自動車道、国道、主要地方道が交わる恵まれた広域交通網を活かし、市内への移動及び市内の循環を促す取り組みを進めることで、市内における交流の拡大を図ります。
- ◆ 三角から豊野までの東西軸の連携強化を進め、JR 松橋駅周辺を中心とした東部の賑わいと JR 三角駅を中心とした西部の賑わいを市全体に広げ、交流の拡大を図ります。

基本方針3：

**水と緑豊かな自然環境とそれに育まれてきた歴史文化の継承・活用による
“暮らしたくなる”まちづくり**

施策方針1：水と緑豊かな自然環境の保全

- ◆本市の豊かな暮らしぶりの基盤である不知火海や緑豊かな山々、広大な田園等の自然環境の保全を図るとともに、都市と自然が調和した土地利用や上下水道等の都市施設の整備、低炭素まちづくりの推進等、快適な都市環境の形成を図り、水と緑豊かな自然環境の保全を図ります。

施策方針2：三角西港等の歴史・文化資源の保全及び観光への活用

- ◆世界遺産に認定されている三角西港や松合白壁土蔵等の本市の歴史や文化を象徴する資源の保全を図るとともに、観光や地域活性化の取り組みへの活用を推進します。

施策方針3：自然、文化、都市を象徴する景観の保全及び形成

- ◆本市の美しい自然景観、宇城市らしさを醸成する核としての固有の歴史的景観、豊かな暮らしぶりを表す文化的景観の保全を図り、本市固有の魅力的な景観づくりを進めます。
- ◆JR 松橋駅周辺や小川駅周辺等における賑わいと品格のある市街地景観の形成や国道等の幹線道路における景観の骨格となる沿道景観の形成を推進し、都市を象徴する景観づくりを進めます。

基本方針 4 :

みんなで支え、安全・安心に“暮らし合う”まちづくり

施策方針 1：復興の推進と大規模災害に対応する韌やかな都市の形成

- ◆ 「宇城市復興まちづくり計画」や「宇城市復興グランドデザイン」等に基づく、復興まちづくりを推進し、災害に強く安全で安心な都市の形成を推進します。
- ◆ 避難・応急対策活動を支える拠点の整備や避難・応急対策活動を支えるネットワークの整備を図り、災害に強い都市構造の構築を推進します。

施策方針 2：みんなで支える地域福祉の充実

- ◆ 医療・福祉施設の充実や障がい者が自立して生活するための支援施設、女性の社会進出に対応した子育て支援施設等の充実を図り、安心して暮らせるための基盤づくりを進めます。
- ◆ 歩行者空間の整備やバリアフリー・ユニバーサルデザインによる公共空間の整備を推進し、誰もが利用しやすい快適な市街地環境の形成を図ります。

施策方針 3：市民との協働によるまちづくりの推進

- ◆ 市民の誰もが暮らしやすい居住環境の形成図るため、市民一人ひとりがまちづくりに対して自主的かつ主体的に取り組むことができる市民と行政の協働体制の構築を推進します。
- ◆ 限られた財政の中で、効率的かつ持続可能な都市経営を図るため、市民、民間事業者等の多様な主体の参画によるまちづくりを進めるとともに、公的不動産や道路、公園、公共施設等の維持・管理や利活用における市民や民間事業者との連携の促進を図ります。

4 > 将来都市構造

将来都市構造は、本市が目指す将来の都市の姿を「点：拠点」、「線：連携軸」、「面：土地利用」の3つの要素で表現したものです。

■ 将来都市構造の要素と位置づけ

| 要素 | 空間的位置づけ |
|------|-------------------------------|
| 拠点 | 市の経済活動や産業活動を支える機能や人を集約する空間 |
| 連携軸 | 市内外における拠点間を結び都市の骨格となる空間 |
| 土地利用 | 拠点や軸の配置に応じた面的な広がりやまとまりを形成する空間 |

4-1 拠点形成

拠点形成は、健全な都市経営を図る上で重要な要素であり、市民の生活利便や市の政策を踏まえた上で、役割分担を明確にし、バランスよく適正に配置します。

拠点の種類は、日常の市民生活に密接に関わる拠点として、現状の都市機能等の集積や居住人口等を踏まえ、都市拠点、地域拠点、生活拠点の3つの拠点を配置し、都市づくりにおいて重要な役割を担うその他の拠点として、交通状況や資源等の状況を踏まえ、産業拠点、レクリエーション拠点の2つの拠点を配置します。

(1) 都市拠点

都市拠点は、市内で最も商業・業務活動が盛んであり、市の重要な交通結節点であるJR松橋駅周辺及び市役所周辺を含めエリアに位置付けます。

都市拠点は、本市の生活利便を維持・向上するための中心的な役割を担う拠点であるため、様々な都市機能の集積やにぎわいの創出とともに、公共交通と連動した、歩いて暮らしやすいまちなかづくりを進めます。

(2) 地域拠点

地域拠点は、支所周辺で一定の都市機能や居住の集積が見られ、鉄道と路線バス等の公共交通結節点であるJR小川駅及びJR三角駅、豊野支所周辺に位置付けます。

地域拠点は、都市拠点を補完し、地域の生活利便の核としての役割を担う拠点であるため、都市拠点との役割分担による都市機能の集積・維持を図るとともに、地域の特性に応じた拠点づくりを行います。

(3) 生活拠点

生活拠点は、居住地が一定程度集積し、周辺住民の生活のよりどころとなっている旧松合小学校及び青海小学校、旧戸馳小学校、海東小学校周辺に位置付けます。

生活拠点は、集落における生活利便性を確保する役割を担う拠点であるため、生活に必要な最小限の都市機能の集積・維持を図ります。

(4) 産業拠点

産業拠点は、九州自動車道のインターチェンジである松橋 IC 及び宇城氷川 SIC 周辺に位置付けます。

産業拠点では、広域交通の利点を活かした既存産業の操業環境の維持と円滑な流通環境の確保を図ります。

(5) レクリエーション拠点

レクリエーション拠点は、世界遺産である三角西港や本市を代表する風光明媚な海浜景観を有する戸馳島周辺に位置付けます。

レクリエーション拠点では、市を代表する歴史・文化資源の保全及び周辺を含めた魅力的な景観形成を図り、観光による交流人口の増加を図ります。

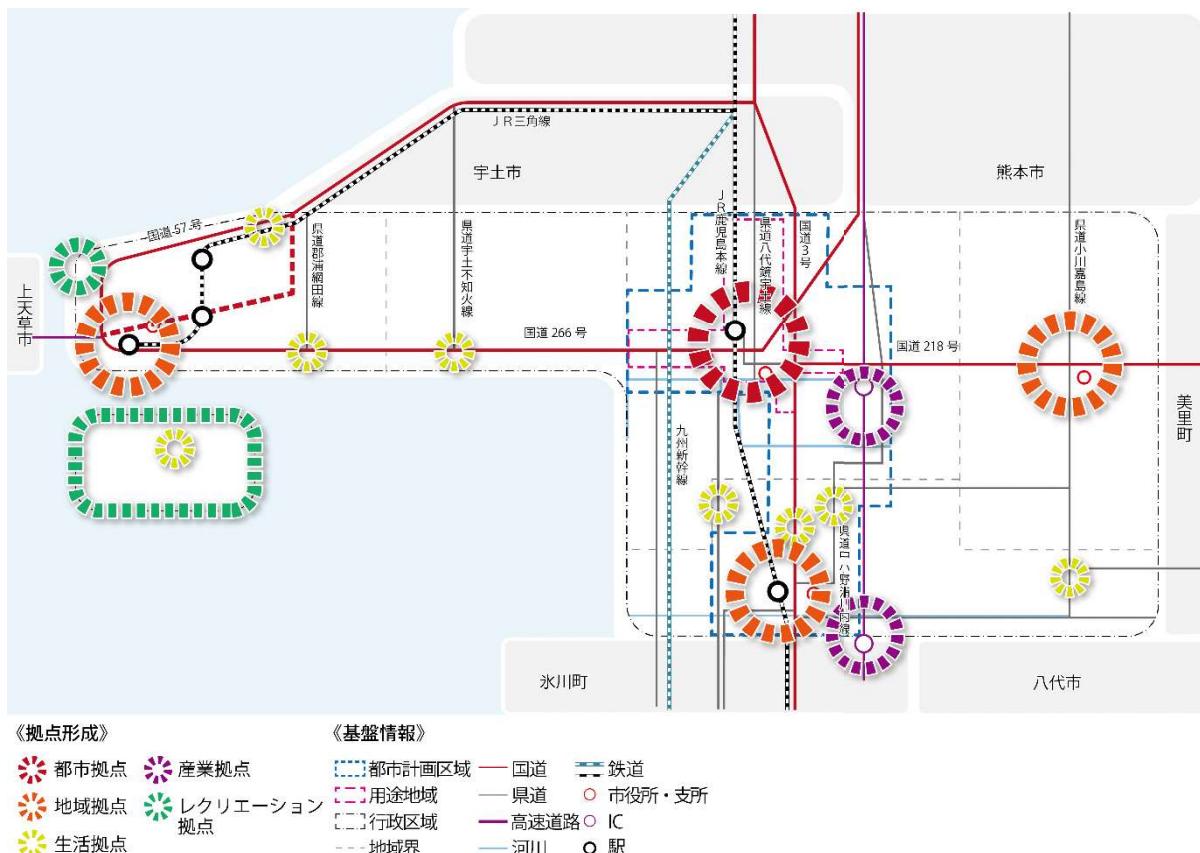


図 拠点形成

4-2 連携軸

連携軸は、拠点や施設などの連携の重要度や種類を表すもので、軸上の道路整備の必要性や公共交通連携などによる有機的な連携を進めるべき軸を設定します。

連携軸は、都市内の活動の連携を図る軸への設定を基本とし、その連携範囲ごとに、「都市連携軸」、「拠点間連携軸」に分類します。加えて、本市の豊かな暮らしを表現し、有機的な連携を図る重要な軸として、「UKINISUM LINE」を設定します。

(1) 都市間連携軸

都市間連携軸は、九州の経済大動脈である国道3号、九州自動車道、鉄道等で構成され、都市拠点を通り、本市を南北に縦貫する交通路に位置付けます。

都市間連携軸は、周辺市町村と連携し、本市全体の活性化を図る重要な役割を担う軸であるため、沿道・沿線における土地活用の促進を図るとともに、魅力的な沿道景観の形成等、市内への交通流動の確保を図ります。

(2) 拠点間連携軸

拠点間連携軸は、各拠点間を連結する国道3号、国道57号、国道218号、国道266号や県道八代鏡宇土線、県道小川嘉島線に位置付けます。

拠点間連携軸は、各拠点間の有機的な連携を図り、市内各所の生活利便性を確保する役割を担う軸であるため、沿道・沿線における土地活用の促進を図るとともに、路線バス等の公共交通の維持・充実を図ります。

(3) UKINISUM LINE

UKINISUM LINEは、本市を東西に横断する国道3号、国道218号、国道266号に位置付けます。

UKINISUM LINEは、本市の魅力的で多様な暮らしぶりが東西で移り変わる様相を色濃く表現する軸であるため、暮らしぶり等に配慮した豊かな景観形成による対外的なPRを図るとともに、路線バス等の公共交通の維持・充実による多様な暮らしぶりの連携の強化を図ります。

※「UKINISUM」とは？

「UKINISUM（ウキニスム）」は、第2期宇城市まち・ひと・しごと創生総合戦略の基本理念である『人々がこの地域で生まれ育ち、宇市の優れた子育て支援や教育を受けて、生涯にわたり健康に過ごしながら、地域社会で活躍・貢献し、次世代を育む』を象徴するフレーズとして掲げられたものです。

宇市の主義や流儀、傾向（ISM）を浸透させ、「宇城に住む」人々と共に、地方創生の実現に向けて取り組むということを表しています。

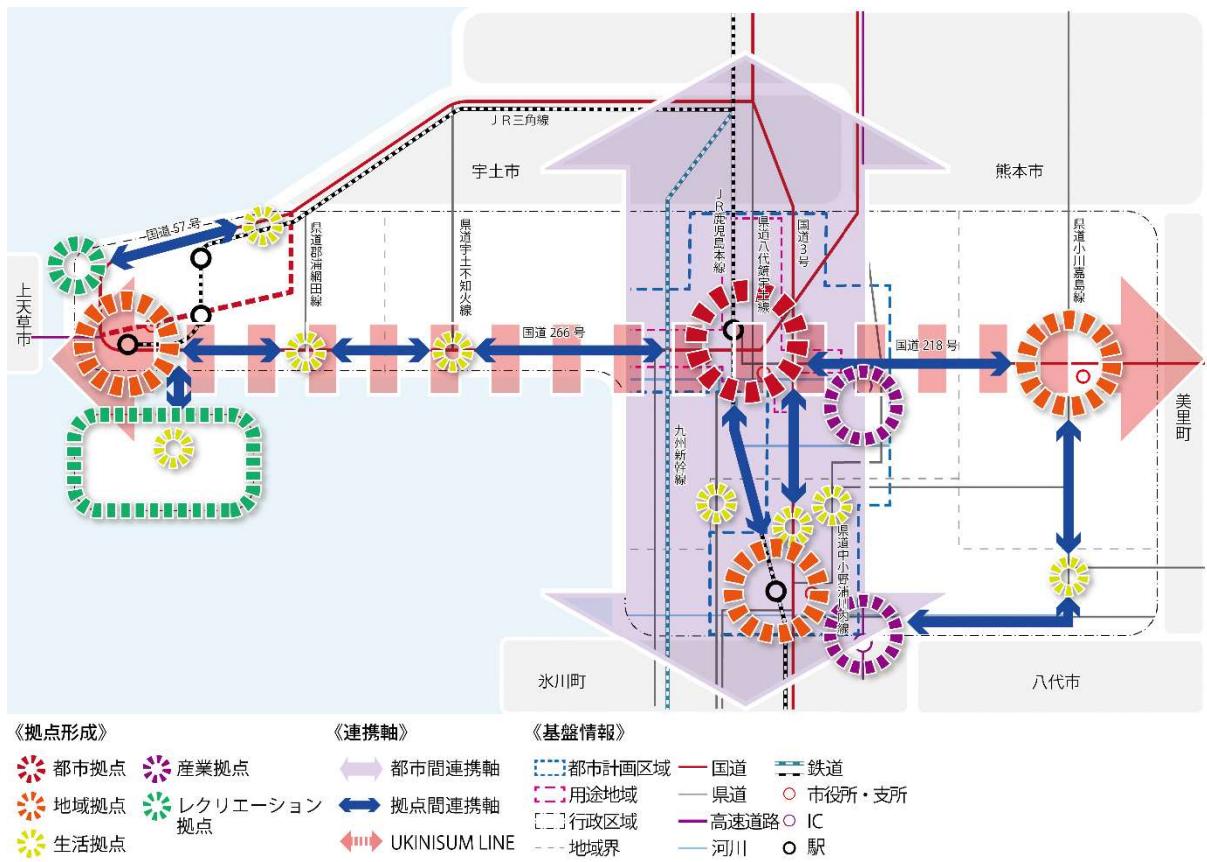


図 連携軸

4-3 土地利用

土地利用は、拠点形成や連携軸の実現、適正な市街地形成を進めていくための施策であり、将来の市街地や産業用地のあり方、農地・緑地の保全の考え方などを示すものです。

土地利用は、第2次宇城市総合計画（基本構想）で示されている土地利用構想を踏襲し、都市的・土地利用エリアと自然的土地利用エリアに大別し、整理します。

（1）都市的土地利用エリア

1) 業務・商業核（中心商業・業務地区）

市役所、JR各駅などの公共・交通機能を核に、計画的住宅街区や大規模店舗などが集積した、魅力ある中心地として計画・整備を進めます。地区整備に当たっては、単に施設の整備だけでなく、中心商業地区としての魅力を提供する観点から、快適性とともに回避性を有する商業空間の形成を図るものとします。

2) 工業地区

今後の優良企業の受け皿として、工業適地指定などの活用で工業用地を供給するものとし、現工業地においては、施設周辺の整備および環境に配慮した整備を推進します。

3) 沿道地区

市街地との適正な機能分担・連携を図りながら、商業や工業等の沿道の土地活用を図るとともに、これらと住宅が共存する地区として、その環境整備を進めます。また、国道3号の整備に伴い、沿道土地利用の変化がみられることから、乱開発の抑制を図るなど秩序ある土地利用を推進します。

4) 住宅地区

既成市街地およびその周辺は、主として良好な居住環境の維持・誘導と宅地供給を図るものとします。この中で、中層住宅や高齢者向け共同住宅などを一団として整備するなど、土地の高度利用と良質の住宅地の供給を推進します。

5) 集落地区（田園居住地区）

既存集落地を中心に、地域特性に配慮した生活環境の拡充を進めます。特に、コミュニティ施設や教育・子育て支援施設などの整備・充実を図り、地域住民の交流の場の確保や余暇需要に対応した整備を促進します。

(2) 自然的土地利用

1) 農地

水田を中心に生産性の高い農業ゾーンを配置し、土地基盤の整備と農業生産性機能の高度化を図るとともに、農村景観の保全を推進します。

2) 山林

山林は、国土保全機能や景観確保の観点から、森林資源の適正な保全を図ります。また、保有する自然・歴史・文化などの諸資源を、保全と活用の両目的で一体的な整備を行い、市民の有益な余暇空間として提供を図り、かつ市民の心的シンボルとして保全整備を図ります。

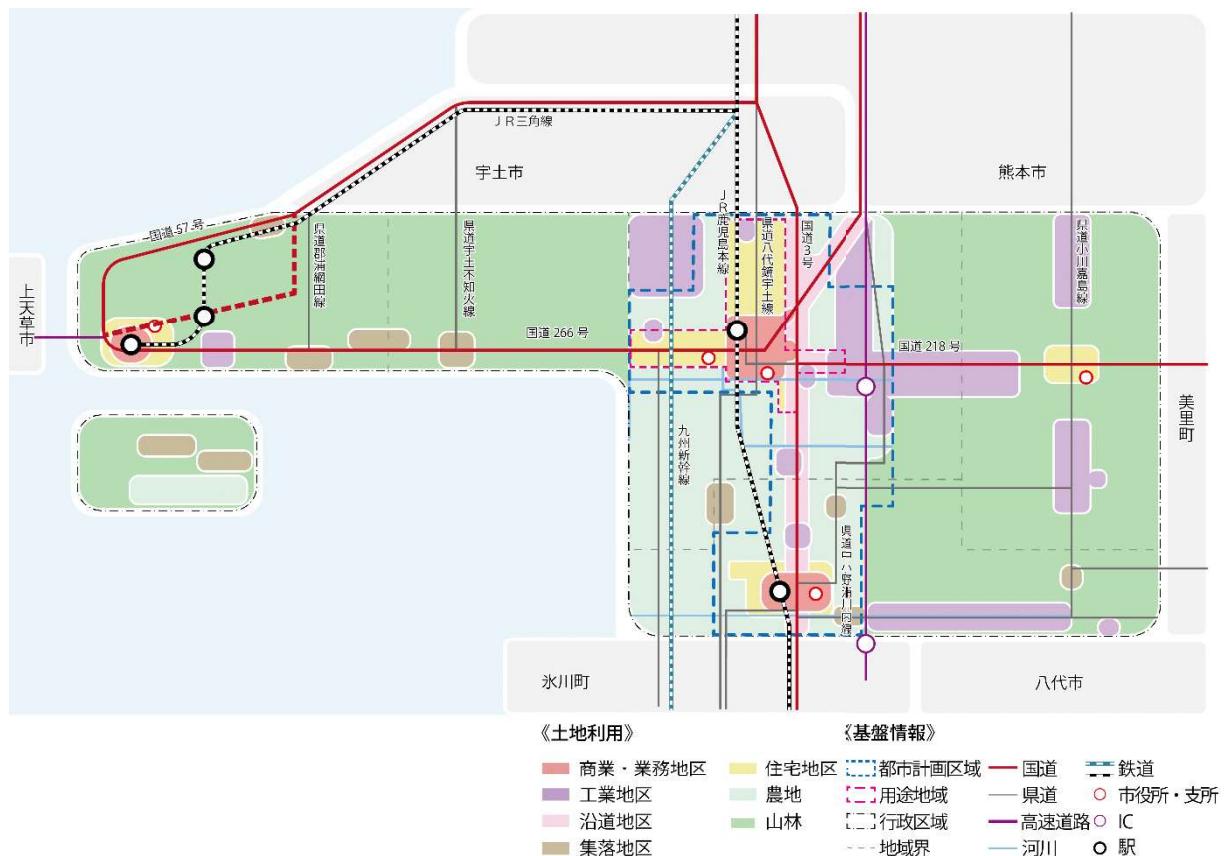


図 土地利用

4-4 将来都市構造

将来都市構造は、周辺市町村や市内の各拠点を連携軸で有機的に結び、各拠点が都市づくりの基本理念や基本方針を踏まえた都市形成を図れるよう設定しています。

